令和6年度決算における健全化判断比率および資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、本市の令和6年度決算に基づく 健全化判断比率等を算定しましたので、お知らせします。

本市においては、いずれの数値も基準を下回っており、健全な財政を維持しています。

1. 健全化判断比率

(単位:%)

	北本市 (令和6年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	_	12.86	20.0
連結実質赤字比率	_	17.86	30.0
実質公債費比率	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	_	350.0	

※ 実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字がないため、将来負担比率は充当可能財源 等が将来負担額を上回るため算定されないことから、「一」と表示しています。

健全化判断比率のうちのいずれかが、早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を、 財政再生基準以上の場合には財政再生計画を策定し、財政の健全化に努めなければなりませ ん。なお、将来負担比率には財政再生基準はありません。

2. 資金不足比率

(単位:%)

	北本市 (令和6年度)	経営健全化基準
公共下水道事業会計	_	20.0

※ 資金不足がないため、「一」と表示しています。

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を策定し、経営の健全化 に努めなければなりません。

指標の説明

実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が、標準財政規模に対しどのくらいの割合かを示す指標。

※標準財政規模:地方公共団体の標準的な一般財源の額のこと。

連結実質赤字比率

市のすべての会計を対象にした実質赤字額(又は資金の不足額)が、標準財政規模に対しどのくらいの割合かを示す指標。

ずべての会計の実質赤字額 連結実質赤字比率 = 標準財政規模

実質公債費比率

一般会計等の元利償還金に限らず、公営企業会計に対する繰出金や一部事務組合への負担 金のうち元利償還金など、一般会計が負担したと考えられる公債費の額が、標準財政規模に 対しどのくらいの割合かを示す指標。

> (地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源 サル率 +元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 (3か年平均) =

標準財政規模

- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担比率

一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償など、市が将来支払う可能性の ある負担額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すもの。

> 将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額 +地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模

一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

資金不足比率

公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すもの。

資金不足財資金不足財資金不足比率事業の規模

※事業の規模:営業収益に相当する収入の額等(料金収入等)のこと。